

豚オーエスキー病（gI-、gX-）（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成 11 年 5 月 28 日（告示第 766 号）	新規追加
平成 14 年 10 月 3 日（告示第 1568 号）	一部改正
平成 15 年 3 月 11 日（告示第 332 号）	一部改正
平成 17 年 12 月 07 日（告示第 1869 号）	一部改正
平成 19 年 5 月 18 日（告示第 693 号）	一部改正

動生剤基準の豚オーエスキー病（gI -、gX -）（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.7.2、3.7.4、3.7.6 及び 3.7.7 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。